

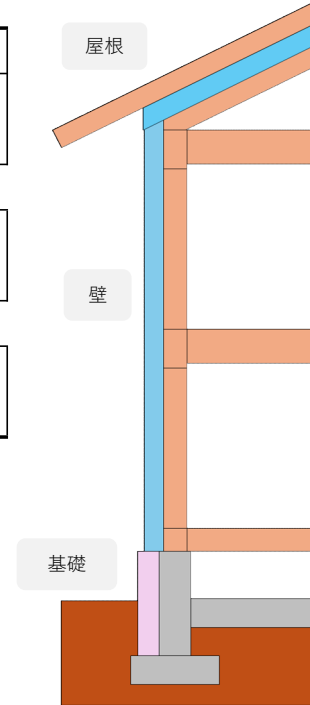
省エネ基準（仕様基準）断熱等性能等級4

1・2地域外張断熱モデルプラン

基準となる断熱材の熱抵抗（R値）を満たす各部位の厚さ

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づく国土交通省告示  
（平成28年国土交通省告示第266号）

部位	断熱工法	基準熱抵抗	製品名	厚さ
屋根	外張断熱	5.7 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロエース™ - II	100 + 60 mm
壁	外張断熱	2.9 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロエース™ - II	45 + 40 mm
土間床 外周部位	立上り部分 （基礎外）	3.5 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロフォーム™ AT	100 mm



使用する断熱材の概要		
製品名	スタイロエース™ - II	
JIS規格	JISA9521 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	
熱伝導率	0.028 W/(m·K)	
使用する断熱材の概要		
製品名	スタイロフォーム™ AT (防蟻断熱材)	
JIS規格	JISA9521 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	
熱伝導率	0.028 W/(m·K)	

備考

- ・断熱材の厚さは、基準熱抵抗を満たすために必要なスタイロフォーム™の厚さに換算したものです。
- ・断熱材を複数枚重ねて使用する場合は、各材料の熱抵抗の合計が基準の熱抵抗を満たす必要があります。
- ・
- ・
- ・

\*デュポン™、デュポンオーハルマーク、並びに™、SM、及び®表示のあるすべての標章は、米国デュポン社の関連会社の商標又は登録商標です。

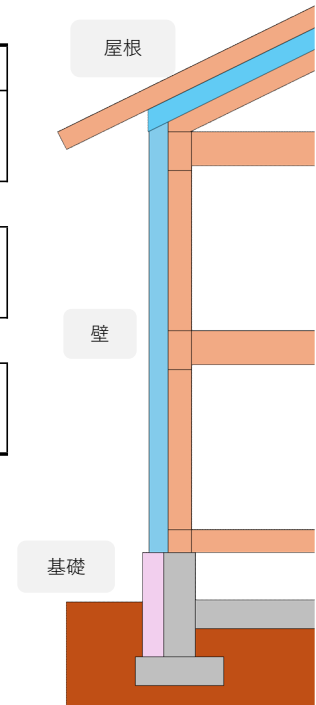
省エネ基準 (仕様基準) 断熱等性能等級4

3地域外張断熱モデルプラン

基準となる断熱材の熱抵抗 (R 値) を満たす各部位の厚さ

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づく国土交通省告示  
(平成28年国土交通省告示第266号)

部位	断熱工法	基準熱抵抗	製品名	厚さ
屋根	外張断熱	4.0 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロエース™ - II	65 + 60 mm
壁	外張断熱	1.7 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロエース™ - II	50 mm
土間床 外周部位	立上り部分 (基礎外)	3.5 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロフォーム™ AT	100 mm



使用する断熱材の概要		
製品名	スタイロエース™ - II	
JIS規格	JISA9521 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	
熱伝導率	0.028 W/(m·K)	
使用する断熱材の概要		
製品名	スタイロフォーム™ AT (防蟻断熱材)	
JIS規格	JISA9521 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA	
熱伝導率	0.028 W/(m·K)	

備考

- ・断熱材の厚さは、基準熱抵抗を満たすために必要なスタイロフォーム™の厚さに換算したものです。
- ・断熱材を複数枚重ねて使用する場合は、各材料の熱抵抗の合計が基準の熱抵抗を満たす必要があります。
- ・
- ・
- ・

\*デュポン™、デュポンオーハルマーク、並びに™、SM、及び®表示のあるすべての標章は、米国デュポン社の関連会社の商標又は登録商標です。

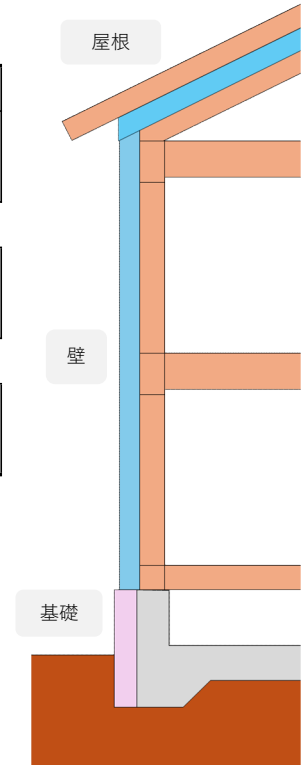
省エネ基準 (仕様基準) 断熱等性能等級4

4~7地域外張断熱モデルプラン

基準となる断熱材の熱抵抗 (R 値) を満たす各部位の厚さ

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令に基づく国土交通省告示  
(平成28年国土交通省告示第266号)

部位	断熱工法	基準熱抵抗	製品名	厚さ
屋根	外張断熱	4.0 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロエース™ - II	65+50 mm
壁	外張断熱	1.7 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロエース™ - II	50 mm
土間床 外周部位	立上り部分 (基礎外)	1.7 m <sup>2</sup> ·K/W	スタイロフォーム™ AT	50 mm



使用する断熱材の概要	
製品名	スタイロエース™ - II
JIS規格	JISA9521 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA
熱伝導率	0.028 W/(m·K)
使用する断熱材の概要	
製品名	スタイロフォーム™ AT (防蟻断熱材)
JIS規格	JISA9521 押出法ポリスチレンフォーム断熱材 3種bA
熱伝導率	0.028 W/(m·K)

備考

- ・断熱材の厚さは、基準熱抵抗を満たすために必要なスタイロフォーム™の厚さに換算したものです。
- ・断熱材を複数枚重ねて使用する場合は、各材料の熱抵抗の合計が基準の熱抵抗を満たす必要があります。
- ・
- ・
- ・

\*デュポン™、デュポンオーハルマーク、並びに™、SM、及び®表示のあるすべての標章は、米国デュポン社の関連会社の商標又は登録商標です。